

## アドニス介護支援サービス（居宅費用）

### （１）利用料

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

※保険料の滞納等など、ご利用者のご都合により、居宅介護支援事業所に直接介護保険給付が行われない場合、ご利用者にご負担して頂く場合があります。

#### <居宅介護支援費>

要介護１・要介護２	１００００円／月
要介護３・要介護４・要介護５	１３０００円／月

#### <介護予防支援費>

介護予防	４１２０円／月
------	---------

<加算> ※該当する場合、上記<居宅介護支援費>に加算となります。

医療連携加算	※算定要件 病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合（利用者１人につき１回を限度）	１５００円／月
退院・退所加算	（Ⅰ） 入院期間又は入所期間が３０日以下の場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めること、そのほかの連携を行った場合	４０００円／月
	（Ⅱ） 入院期間又は入所期間が３０日を超える場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めること、そのほかの連携を行った場合	６０００円／月
認知症加算	認知症日常生活自立度がⅢ以上の認知症高齢者に対する支援等についての評価として	１５００円／月
独居高齢者加算	独居高齢者に対する支援等についての評価として (算定確認のため住民票の交付請求をお願いしますが費用に関しては事業所が負担いたします)	１５００円／月
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	居宅介護支援を受けていた利用者が居宅サービスから小規模多機能型介護の利用へと移行する際に、居宅介護支援事業者が有する利用者の必要な情報を小規模多機能事業所に提供した場合	３０００円／月
初回加算	① 新規に居宅サービス計画の作成を行った場合 ② 要介護状態区分が２段階以上変更となった場合 ※介護予防支援も同様	３０００円／月

### （２）交通費

事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

（交通費は事業所からご自宅までの往復の料金となります。）